



埼玉県報

第 761 号
令和 8 年(2026 年)
10 月 9 日
金曜日

目 次

告示

- 生野土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 県道下戦場塩貝戸線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道日高狭山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の道路の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道広木折原線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 措置通知の公表（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、生野土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一	就任		
職名	氏名	住所	
監事	鈴木秀一	埼玉県本庄市児玉町児玉千八百九十八番地四	
二	退任		
職名	氏名	住所	
監事	田島房男	埼玉県本庄市児玉町児玉千六百四十四番地五	

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二五―一二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市千代字南方四百六十八番一外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百十六・九四立方メートル

浸透効果量 〇・〇二一〇五立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第六百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四五

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		所沢
市町村名		所沢市
都市計画の 種類及び名称		区域区分
公聴会	期日及び時間	令和八年十一月四日午後二時三十分から
	場 所	松井まちづくりセンター 学習室1号・2号
公述申出書	提出期間	令和八年十月九日から令和八年十月二十三日午後五時十五分まで
	提 出 先	埼玉県都市整備部都市計画課、所沢市街づくり計画部土地利用推進課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年十月九日から令和八年十月二十三日午後五時十五分まで (土曜・日曜・祝日を除く)
	閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計画部土地利用推進課

公 述 申 出 書

令和 8 年 1 0 月 9 日付け埼玉県報に登載された所沢都市計画区域区分の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 8 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第六百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により富士見市から富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下戦場塩貝戸線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡皆野町大字皆野字鬼畜道三二〇 一番二地先から同郡同町大字皆野字鳶 沢三二三六番五九地先まで		区 間
一〇・一〇〇二五・一八	七・八〇〇二五・一八	敷地の幅員 (メートル)
三八二・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日高狭山線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
日高市大字上鹿山字走折四七一番 一地从先 同市大字上鹿山字庚塚六九七番二 地先まで	日高市大字上鹿山字尾崎山六五八 番一地从先 同市大字上鹿山字庚塚七一五番四 地先まで	区 間
一四・五〇〃 三二・三九	六・四〇〃 三四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五六〇・〇〇	一、一四一・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道上里鬼石線
供用開始の区間	児玉郡神川町大字関口字中原 八三番二地先から 同郡同町大字関口字東原 一一〇番一地先まで
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	令和五年十二月二十六日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第二 十七号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長二八・七四メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 上里鬼石線

児玉郡神川町大字関口字中原八三番二地先から

同郡同町大字関口字東原一一〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年十月十日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道広木折原線
供用開始の区間	児玉郡美里町大字円良田字笹平 一四〇一番一地先から 同郡同町大字円良田字笹平 一四一五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	令和元年十二月六日付け埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第十号で 告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長一八三・一〇メートル

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道勅使河原本庄線
供用開始の区間	本庄市小島四丁目七八七番一地 先から 同市小島一丁目一四九九番一地 先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	平成二十五年十月四日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長四八一・二〇メートル

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年十月九日

埼玉県教育委員会教育長 石 川 薫

一 日時

令和八年十月十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和八年十月九日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦

埼玉県監査委員 松 澤 正

令和８年度第１回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第 199 条第 9 項及び基準第 15 条第 1 項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第 3 条第 1 項第 1 号）

2 監査の対象

（１）対象事務

令和 7 年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（２）対象機関

本庁 189 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（３）実施期間

令和 8 年 4 月 15 日～令和 8 年 8 月 6 日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概 要
1	教育委員会	財務課	平成30年度に締結した「普通財産使用貸借契約」(以下「旧契約」という。)では、貸付建物の機械警備は借主である事業者が行うと定めていた。一方で、県は「県庁舎等機械警備業務委託契約」(以下「旧機械警備委託」という。)を締結し、当該貸付建物を含め他の事業者にも機械警備業務を委託していたことから、機械警備の実施主体に差異が生じるようになった。そのため、県は借主との協議を踏まえ、「機械警備に係る負担金について」(以下「負担金について」という。)を借主に通知し、面積按分に基づく金額を負担金として県に支払うことで、間接的に機械警備は借主が実施しているものとして整理を行った。 その後、令和4年度、令和7年度にそれぞれ旧契約、旧機械警備委託契約を更新しているが、一連の財務事務について、次の点で不適切であった。 1 旧契約又は旧機械警備委託の更新時に、機械警備のあり方について検討し、契約上の差異の解消に努める必要があったところ、整理を行うことなく従前と同じ契約内容のまま契約を更新していた。 2 「負担金について」では、負担金の納付について、「今後は、「7月・10月・1月・4月」に同程度の金額を納付いただく予定です」と記載していたが、「予定」を踏まえた具体的な納付回数、納付時期、納期限、納期限が過ぎた場合の違約金徴収等の必要事項を定めていなかった。 3 県は、負担金の徴収時期等に係る必要事項を改めて借主に通知しないまま、「機械警備に係る負担金徴収について」を別途作成し、「機械警備契約の支払い時期が四半期ごとのため、四半期終了の翌月(7月、10月、1月、4月)に徴収する」と定めた上で負担金を四半期ごとに徴収していた。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 19件(14機関)

番号	部局	機関	概要
1	県民生活部	人権・男女共同参画課	令和7年度に締結した「埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム実施委託」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	県民生活部	国際課	令和7年度に締結した「外国人総合相談センター業務委託(4月～6月)」について、受託者から提出のあった業務完了報告書の実績数値に不備があることを認識していたが、当該報告書に基づき履行を確認していたことは不適切であった。
3	県民生活部	青少年課	令和7年度に締結した「埼玉県バーチャルユースセンター運営業務委託」について、契約手続の開始に際し、当該契約に必要な予算の配当が第1四半期分のみであったため、契約総額の配当を改めて申請した。 このため、契約期間の始期が令和7年4月1日であったところ、令和7年4月30日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
4	県民生活部	スポーツ振興課	令和7年度に締結した「埼玉県スポーツアプリ運用保守及びスタンプラリー等観戦促進業務委託」について、契約の始期が令和7年5月1日であったところ、令和7年5月20日に支出負担行為の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
5	県民生活部	スポーツ振興課	令和7年度に支出した「埼玉県駅伝競走大会に係る負担金」について、協定締結時に支出負担行為決議書を作成し決裁を受けなければならなかったところ、これを作成せず、負担金の支払時に支出負担行為兼支出命令書により支出していたことは不適切であった。
6	危機管理防災部	消防課	令和7年4月に実施した監査では、「令和6年度埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営・撤去及び運営業務委託契約」に係る契約保証金の免除について、規模をほぼ同じくする契約の履行実績が必要であったところ、契約額の2割程度の履行実績で免除していたことについて指導を行った。 所属では、監査で指導されていたが是正せず、同年12月に締結した「令和7年度埼玉県特別機動援助隊総合実践訓練会場設営・撤去及び運営業務委託」においても、契約金額の5割程度の履行実績で契約保証金を免除していたことは、事業の執行体制として不適切であった。

7	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託」（長期継続契約）について、契約書に記載された各期間の委託料の支払内訳が、業務の設計額に基づく各期間の積算額と一致していなかったことは不適切であった。
8	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「第46回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）会場設営等業務委託」について、契約書（仕様書を含む。）で定めた次の書類を徴取していなかったことは不適切であった。 1 「現場責任者及び連絡担当者」、建築士又は施行管理技士の資格を有する「業務監理技術者」の名簿 2 台本、場内配置図及び訓練別カメラ撮影位置図を含む「業務実施計画書」 3 「警備計画書」
9	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に購入した「ポータブル電源」及び「衛星通信機器」について、契約書を作成した売買契約では検査調書を作成しなければならなかったところ、検査調書を作成していなかったことは不適切であった。
10	危機管理防災部	災害対策課	令和7年度に締結した「情報収集伝達業務委託」について、次の点で不適切であった。 1 本契約は、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていないまま支出負担行為の決裁を受けていた。 2 契約書原本では、必要事項を定めた「個人情報及び業務上知りえた秘密に関する定め」（以下「定め」という。）を契約書と仕様書との間に綴じ込んでいたが、本定めは、支出負担行為の決裁を受けていない文書であった。
11	保健医療部	保健医療政策課	令和5年度に締結した「衛生試験免許システム運用保守業務委託契約」（長期継続契約）における一部業務の再委託について、書面による承認手続を行っていなかったことは不適切であった。
12	保健医療部	医療人材課	令和7年度の「病院内保育所運営費補助事業」について、補助金の概算払が遅延していたことは、補助事業の目的、内容、実施計画、実施状況等に照らし不適切であった。
13	農林部	森づくり課	令和7年度に締結した「令和7年度埼玉県収穫予想表更新委託業務」について、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていなかったことは不適切であった。
14	県土整備部	建設管理課	令和7年度に締結した「建設業情報管理システム電算処理業務委託」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の提出を定めておらず、当該誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
15	企業局	総務課	令和5年度に締結した「埼玉県企業局秘書業務に係る労働派遣契約」（長期継続契約）について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれていたが、個人情報保護に関する誓約書の写しを受託者に提出させていなかったことは不適切であった。
16	企業局	総務課	令和7年度に締結した「企業局執務環境改善業務委託」における一部業務の再委託について、書面による承認手続を行っていなかったことは不適切であった。

17	教育委員会	総務課	令和7年度に締結した感謝状作成に係る単価契約について、契約の始期が令和8年1月28日であったところ、令和8年3月5日に単価契約に係る伺書の決裁を受け、契約締結に向けた手続が遅延していたことは不適切であった。
18	教育委員会	財務課	令和6年度に締結した「旧毛呂山高等学校防球ネットほか解体工事」について、契約変更に係る執行伺をしていなかったことは不適切であった。
19	教育委員会	魅力ある高校づくり課	令和7年度に締結した「令和8年4月開校の県立高校6校の学校PR動画制作業務委託」について、個人情報の取扱いの委託を含む契約であったところ、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を契約書に定めていなかったことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、ねんりんピック推進課、こども政策課、こども支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、イノベーション創造課、新産業育成課、企業立地課、経営・金融支援課、観光課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総

	務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、財務課、教職員課、福利課、生涯学習推進課、文化財・博物館課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ＩＣＴ教育推進課、保健体育課、特別支援教育課、人権教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生徒指導課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警察隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査支援課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、組織犯罪対策総務課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、警備総務課、公安第一課、公安第二課、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会教育長及び埼玉県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年十月九日

埼玉県監査委員	小笠原 薫 子
埼玉県監査委員	梶 田 美佐子
埼玉県監査委員	飯 塚 俊 彦
埼玉県監査委員	松 澤 正

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育委員 会	川口青陵 高等学校	令和8年6月26日 (第731号)	令和6年度に締結した「川口青陵高校給水設備改修工事」について、支出負担行為の決裁前に契約を締結していたことは不適切であった。	再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約締結の決裁時に、「契約書の契約日は決裁日以降の日付となっているか」の確認欄を追加した財務に関するチェックシート（契約編）を活用して、決裁権者である校長のほか、事務長、事務担当者及び経理員が確認する体制を整えた。 2 毎月行う自己検査チェックリストの項目に「契約書の契約日は決裁日以降の日付となっているか」を追加し、決裁権者の校長のほか、事務長及び事務担当者が確認する体制を整えた。 3 立会人型電子契約による場合は、事務担当者が支出負担行為の決裁を確認した後に電子契約締結の手続を開始することを徹底することとした。 また、紙による場合は、公印管理者（事務長）が公印押印の際に「決裁済であること」だけでなく、「決裁日」と「契約日」の整合性を確認することとした。

警察本部	大宮東警察署	令和8年6月26日 (第731号)	令和6年度に締結した「大宮東警察署浄化槽清掃維持管理業務委託」について、契約変更に係る支出負担行為の決裁前に変更契約を締結していたことは不適切であった。	再発防止のため、関係職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした 1 契約担当者が財務研修（出納員研修ほか2件）を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 2 警察本部会計課が定期的に発出する「会計業務だより」において、今回発生した事例に関する注意点を掲載したことから、同資料を所属内関係職員と共有し、変更契約時の適切な事務処理について周知・徹底を図った。 3 11月に警察本部会計課が主催するチェック機能強化研修に財務事務の経験が浅い職員を参加させることにより、財務事務への知識向上を図ることとした。
------	--------	----------------------	--	---